

○おおちゃん融資利子補給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩手県小口事業資金貸付要綱（昭和39年4月1日岩手県制定）に基づく普通小口資金（以下「普通小口資金」という。）、岩手県小口事業資金貸付要綱（昭和39年4月1日岩手県制定）に基づく小規模小口資金（以下「小規模小口資金」という。）、いわて起業家育成資金貸付要綱（平成9年4月1日岩手県制定）に基づく創業資金（以下「創業資金」という。）、岩手県商工観光振興資金貸付要綱に基づく一般資金（以下「商工観光資金」という。）、令和2年度岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金貸付要綱に基づく資金（以下「令和2年度感染症対策資金」という。）、岩手県新型コロナウイルス感染症対応資金貸付要綱に基づく資金（以下「令和2年度感染症対応資金」という。）又は、令和3年度岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金貸付要綱に基づく資金（以下「対策資金及び伴走支援資金」という。）の貸付けを受けた町内の中小企業者に対し、毎年度予算の範囲内で町が利子の補給を行い、中小企業の振興育成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 次のいずれかに該当するもの

ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める会社及び個人

イ 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号の2及び同法施行令第1条第1項及び第2項に定める業種を主たる事業とする会社及び個人

ウ 中小企業信用保険法第2条第1項第3号に定める業種を主たる事業とする法人

エ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条に定める事業協同組合、信用協同組合、事業協同組合、企業組合、協業組合及び商工組合

オ 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条に定める商店街振興組合

カ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第3条に定める生活衛生同業組合

(2) 取扱金融機関 次のいずれかに該当するもの

ア 株式会社岩手銀行大槌支店

イ 株式会社北日本銀行大槌支店

ウ 株式会社東北銀行釜石支店

エ 宮古信用金庫大渡支店

(利子補給率及び期間)

第3条 普通小口資金又は商工観光資金に係る利子補給率は年1.0パーセント以内、小規模小口資金に係る利子補給率は年1.5パーセント以内、創業資金、令和2年度感染症対策資金、令和2年度感染症対応資金、対策資金及び伴走支援資金に係る利子補給率は金融機関の定めるところとする。

2 利子補給の期間は、次のとおりとする。

- (1) 普通小口資金、小規模小口資金、創業資金、商工観光資金、令和2年度感染症対策資金及び令和2年度感染症対応資金の貸付期間とする。
- (2) 対策資金の貸付期間のうち、実行日から2年とする。
- (3) 伴走支援資金の貸付期間のうち、実行日から5年とする。

3 ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる利子補給を行わない。

- (1) 貸付期間を延長した場合 延長期間の利子補給
- (2) 債務履行を遅延した場合 遅延分の利子補給
(利子補給の対象者)

第4条 利子補給の対象者は、普通小口資金、小規模小口資金、創業資金、商工観光資金、令和2年度感染症対策資金、令和2年度感染症対応資金、対策資金及び伴走支援資金の貸付けを受けた中小企業者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する個人又は本店を有する法人。ただし、創業資金の場合は、県内に住所を有する個人又は本店を有する法人
- (2) 町内に事業所若しくは店舗又は工場を有し、1年以上同一事業を営んでいる者。ただし、創業資金については、申請時においてこれから事業を開業しようとする者であって、かつ、その事業を遂行できる見通しがあると認められる者とする。
- (3) 納期の到来した町税を完納している者
- (4) 岩手県信用保証協会の保証実施要綱で規定する保証対象業種を営む者
- (5) 取扱金融機関から融資を受けた者
- (6) 商工観光資金については、貸付期間が10年以内で、据置期間1年以内及び貸付金額5,000万円以内の融資を受けた者
- (7) 対策資金及び伴走支援資金については、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる業種のうち、宿泊業、飲食サービス業（以下「対象業種」という。）のいずれかを営み、対象業種を営むために必要な資金の融資を受けた者

2 前項第2号ただし書に該当する者のうち、許認可が必要となる業種を営むものについては、当該許認可を受けている者又は当該許認可を受けることが確実であると認められる者に限るものとする。

3 第1項の対象者が複数の資金を併用する場合は、併せて5,000万円以内とする。ただし、令和2年度感染症対策資金、令和2年度感染症対応資金、対策資金及び伴走支援資金についてはこの限りではない。

4 第1項の対象者は、利子補給金の交付及び受領の手続に関する権限を取扱金融機関に委任するものとする。

(利子補給契約)

第5条 利子補給については、町と取扱金融機関との間に締結する契約書によって行うものとする。

(利子補給の承認申請及び承諾)

第6条 取扱金融機関は、普通小口資金、小規模小口資金、創業資金及び商工観光資金の利子補給金の交付を受けようとするときは、あらかじめおおちゃん融資利子補給承認申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、利子補給を適当と認めたときは、おおちゃん融資利子補給承諾通知書(様式第2号)により利子補給することを承諾するものとする。

(利子補給金の交付)

第7条 取扱金融機関は、前条の通知を受けた利子補給金については、おおちゃん融資利子補給金請求書(様式第3号)を町長に提出するものとする。ただし、令和2年度感染症対策資金、令和2年度感染症対応資金、対策資金及び伴走支援資金に係る利子補給金については、おおちゃん融資利子補給金報告書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

2 町は、前項の書類を受理したときは、30日以内に利子補給金を支払うものとする。

(利子補給金の打切り等)

第8条 町長は、貸付けを受けた者が当該資金をその目的に反して使用したとき、又は町内で事業を営まなくなったときは、その者に係る金融機関に対する利子補給金を打ち切るものとする。

2 町長は、金融機関の責に帰すべき事由により、第5の利子補給契約に違反したときは、金融機関に対する利子補給の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(報告の徴収等)

第9条 金融機関は、第1の利子補給に係る融資に関し町長から報告を求められた場合又は町職員をして当該融資に関する帳簿、書類等調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

様式第1号(第6関係)

年 月 日

大槌町長 様

所在地

金融機関名

代表者氏名

印

おおちゃん融資利子補給承認申請書

利子補給金の交付を受けたいので、おおちゃん融資利子補給要綱により、別紙明細書を添えて、次のとおり利子補給金の承認を申請します。

金 _____ 円

内訳

資金名	件数	金額
普通小口資金		
小規模小口資金		
創業資金		
商工観光資金		
合計		

様式第2号(第6関係)

年 月 日

金融機関名
代表者氏名 様

大槌町長



おおちゃん融資利子補給承諾通知書

年 月 日付けで承認申請のあったおおちゃん融資利子補給について、
円を利子補給することを承諾します。

様式第3号(第7関係)

年 月 日

大槌町長 様

所在地

金融機関名

代表者氏名

印

おおちゃん融資利子補給金請求書

年 月 日付け大商発第 号で承諾決定の通知があった利子補給金について、次のとおり請求します。

金 _____ 円

内訳

資金名	件数	金額
普通小口資金		
小規模小口資金		
創業資金		
商工観光資金		
合計		

様式第4号（第7関係）

年 月 日

大槌町長 様

所在地

金融機関名

代表者氏名

印

おおちゃん融資利子補給金報告書

当該年度における対象中小企業者の利子補給金の交付につきまして、おおちゃん融資利子補給要綱により、別紙明細書を添えて、次のとおり報告します。

内訳【新型コロナウイルス感染症関連資金】

資金名	件数	金額
令和2年度 感染症対策資金		
令和2年度 感染症対応資金		
対 策 資 金		
伴 走 支 援 資 金		
合 計		